

## 第 32 回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成 29 年 10 月 16 日（月）午後 1 時 30 分から午後 4 時 20 分まで

2 場 所：山形県自治会館 602 号室

3 議 事

（1）審査案件

①（仮称）酒田北港バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について

②子吉川水系鳥海ダム建設事業 環境影響評価準備書について

（2）山形県環境影響評価条例の改正について

4 出席者（敬称略）

（委員）横山 潤（会長）、池田 秀子、江成 はるか、中島 和夫、東 玲子、松山 薫  
柳澤 文孝

（事務局）みどり自然課 課 長 佐々木 紀子  
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 小畑 義一  
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 後藤 陽一

（事業者）

①（仮称）酒田北港バイオマス発電事業

関西電力株式会社 藪田 浩史、野水 景三、定森 一郎

株式会社環境総合テクノス 有働 正人、三木 眞弘、内山 和也

②子吉川水系鳥海ダム建設事業

国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課 日野口 巖

国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所 沼倉 公彦、遠藤 正英

5 傍聴者：4人

6 議事内容（議長：横山会長）

事務局：ただ今から、第 32 回山形県環境影響評価審査会を開会します。はじめに、みどり自然課長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

佐々木課長：（あいさつ）

事務局：ここで、資料の確認をお願いします。本日お配りしております資料は、次第と委員名簿、（仮称）酒田北港バイオマス発電事業の関係資料Ⅰ－1 からⅠ－5 及び現地の状況写真、子吉川水系鳥海ダム建設事業の関係資料Ⅱ－1 からⅡ－7 です。

それから山形県環境影響評価条例、同施行規則、及び技術指針を紙ファイルに綴じたものが一冊と、山形県環境影響評価条例改正骨子（案）です。

また、第 30 回審査会でご審議いただいた（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響準備書について、先日、経済産業大臣勧告が行われたことから、こちらも参考資料として添付しております。足りないものがあれば、お知らせください。

それでは、本年の 10 月から平成 32 年 8 月まで、山形県環境影響評価審査会委員に御就任をいただいた方を御紹介いたします。委員名簿を御覧ください。

審査会は10名で構成されており、江成委員と松山委員、森委員につきましては、今回新たに委員へ就任していただいたところです。皆様、よろしくお願いいたします。

本日は、上木委員、小杉委員、森委員がご都合により欠席されています。

10名中、過半数となる7名の御出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第45条第3項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告いたします。

次に、今回の委員の改選にあたりまして、会長の選出が必要となります。

会長の選出は、条例第44条の規定により、委員の互選によって定めることになっています。

佐々木課長： それでは、会長の互選に入らせていただきます。どなたがよろしいでしょうか。

中島委員： 事務局に一任してはどうでしょうか。

佐々木課長： 事務局一任の御意見がありました。よろしいでしょうか。それでは事務局案を説明してください。

事務局： 事務局案として、山形大学理学部教授の横山委員にお願いしたいと考えています。

佐々木課長： 事務局から横山委員にお願いしたいとの提案がありましたが、いかがでしょうか。異議がないようですので、横山委員に会長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局： 会長が決まりましたので、ここからの議事進行は横山委員にお願いいたします。はじめに、条例第44条第3項の規定により、会長はあらかじめ職務代理者を指名することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

横山会長： (あいさつ)

それでは、会長の職務代理者として中島委員を指名します。

次に、本日は4名の方が一般傍聴を希望されており、これを許可しましたので、お知らせします。それから報道関係の皆様には、カメラによる撮影は、審議に支障のないようご配慮をお願いしたいと思います。

では、事務局の方から本日の議事を説明してください。

事務局： 本日の議題は、審査案件が「(仮称)酒田北港バイオマス発電事業環境影響評価方法書」と、「子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価準備書」です。それから、「山形県環境影響評価条例の改正について」も併せて御審議をお願いいたします。なお、審査案件につきましては、事業者に来ていただいておりますので、質問がある場合には回答をお願いすることとしております。

横山会長： それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名します。本日は柳澤委員と江成委員にお願いします。よろしくお願います。

それでは審議に入りたいと思います。審議の中で、事業者への質問が必要になった場合は、一括して行うこととします。最初の議題は「(仮称)

酒田北港バイオマス発電事業環境影響評価方法書に対する山形県環境影響評価審査会の意見について」です。それでは事務局から事業の概要を説明してください。

事務局：（事業概要及び資料について説明）

横山会長： それでは、委員の皆様から方法書に対する質問、意見をお願いしたいと思います。

柳澤委員： バイオマスだけではなく、太陽光や風力発電が次々と作られ、計画もされているわけですが、それだけ需要がある、その見通しがあるということなんでしょうか。震災以降、原子力は止まりましたが、今は原子力発電を次々と復活させようという動きもあるわけですから、そういうものをリプレースする、また火力発電といった二酸化炭素を出すようなものをリプレースする、ということが前提としてあるのか、あるいは将来的な需給バランス上、こういうものを作っておいた方がよいという考え方なのか、ということですね。以前使っていた分を、こういうものでリプレースすることが背景にあるのか、ただ単に作れそうだから作ろうというものなのか、ということをお教えください。

事務局： まず県では、地球温暖化対策を進めていく関係から、自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの開発促進、地域導入を進めるという方針であり、化石燃料を使う発電ではなく、再生可能エネルギーを増やしていくという目標があります。これについては今おっしゃったように、国においても同様かと思えます。

今回の事業も同様なのかということになりますと、方法書の冒頭「事業計画の概要」の「対象事業の目的」の中に、再生可能エネルギーに取り組んでいくという事業者の姿勢が書かれています。酒田港がバイオマス発電を行うにあたって適したところだということから、こちらでの事業計画に至ったと考えております。

柳澤委員： それはよく分かりますが、電気が必要だから作るわけですよね。それが原子力だったり火力だったり水力だったりするわけですが、何らかのものをその他でリプレースする、ということであれば話は分かります。

今のお話については、酒田にもありますけれども、火力を将来的にはなくして行ってそういうものにリプレースさせる、というように理解してよろしいのでしょうか。

事務局： 県ではエネルギー戦略で、再生可能エネルギーの導入促進を図るという考え方は示しておりますが、全体的な既存エネルギー、火力発電等を廃止するところまでは、戦略としての言及はないと考えております。

柳澤委員： エネルギーが余った場合はどうなるのでしょうか。作る必要がなかったということになった場合は。

事務局： 県としては、再生可能エネルギーの導入を推進しておりますが、実際に導入するのは事業者の考え方もあり、その点は山形県に適地があるかどうかということでも決まってくる問題だと思います。

柳澤委員 : 売れなかった場合は事業者が不利益を被るだけ、ということですか。

事務局 : この場合は環境影響評価の観点からの審査会ということですが。

柳澤委員 : 環境影響評価を行うということは、電気が必要だから作るわけで、こういうものを作るということは、環境に影響があるからこのように評価するということですよ。ということは、エネルギーが必要だから、あるいはリプレースする必要があるから、こういうものを作らなければならない、だから評価する、ということにつながっていきますよね。

ところが、その最初の部分がなく、何でもいいからとにかく作ってしまう、ということから始まってしまうと影響評価をする意味がなくなるのではないかと思います。エネルギーが必要ないならエネルギーを作っても仕方がない、あるいは何かをリプレースするという意味合いでこういうものがあるならば、環境的にいいのかということになるわけですが、その最初の部分がないまま作るものについて評価して下さい、ということだけではなくて、その前の段階で必要だということが示されないと、評価することができません。必要のないものは作っても仕方がありません。必要があるから作るわけです。再生可能エネルギーだということを言われているのは、化石燃料ではないものにしていくという方向性があったはずだと思います。ですので、こういうものを作って化石燃料のものをリプレースする、あるいは将来的に必要なになってくるエネルギーを補っていく、ということが背景として存在している、という理解からこの話が始まっていくのではないかと思います。そういうものはないということですか。

再生エネルギーを作りましょうということは、そういうことが背景としてあるということが、全ての前提ではないのでしょうか。

事務局 : 環境保全の立場から答えるのは難しい問題ではありますが、事業者の方で電力需要を考慮の上、事業計画を立ててこられているものと考えておりますので、その出されたものについて環境保全の観点から評価をしていくということになります。

横山会長 : 県としては、再生可能エネルギーの割合を増やすという全体のエネルギー戦略がすでに策定されていて、そういうことで今回バイオマスエネルギーを導入するということになっているはずなので、その点だけでよいのではないかと思います。

むしろ、この審査会でその部分を議論するのは確かに範囲を越えるのかもしれない。県としてはそういう方向性かもしれませんが、結局実施するのは事業者で、それが色々な思惑で実際の事業を実施するということになりますので、そこを県としてどうコントロールするかということが非常に重要だと思います。当面、県としては原発依存度を下げて、化石燃料の依存度を下げるという方向性であることを説明していただければ、話としてはよろしいのではないかと思います。

事務局 : そのようなことで結構です。

横山会長 : 色々と問題はありますが、ここではこの事業自体がどれ

くらい環境に負荷を与えるのかということを中心に議論いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そういった意味では、中島委員が一番初めの事前質問として提出された「なぜ関西電力なのか」ということも絡んでくるかと思えます。事前質問に関しても、お越しいただいた委員の方にもご検討いただいて、さらに分からないところがありましたら発言していただければと思います、よろしくお願いいたします。

池田委員 : 方法書の生物関係に関する質問ですが、70 ページの調査結果に、細かいことかもしれませんが昆虫類の詳細が記載されていません。鳥類や甲殻類は記載されていますが、昆虫類の資料がないので、記載できないのか、単に省略してしまったのかを教えてくださいたいです。通常であれば、ここにあるべきだと思います。

それから 169 ページ「環境影響評価の項目として選定する理由及び選定しない理由」で、植物や動物の項目にことごとくバツ印がついており、この中で特に気になるのが鳥類の関係で、確かに造成地というのは分かるのですが、つい最近こちらの風力発電で、コアジサシやオオタカが問題で議論されたと思うのですが、さほど風力発電からも距離がなく、しかもコアジサシの場合は造成地でもそこに渡来して生息する可能性が非常に大きいと思われるにも関わらず、調査項目に選定しない理由が分かりません。

もうひとつは、東委員の事前質問にもありますように、降下ばいじんの経年変化のデータが 20 年前のものとなっています。それ以降は調査がなされておらず、他にデータがないため 20 年前のものでよい、ということで本当に環境影響の評価ができるのかどうか疑問です。ないのであれば、調査をすべきではないかと思えます。是非この点をご検討いただきたいです。

もうひとつ気付いたのは、資料 I - 3 に、一般からの質問とそれに対する事業者の見解が記載されており、例えば外来種の問題もそうですが燃料に関して、商品として流通しているものを輸入するのであるから特に評価する必要はない、とありますが、果たしてそれでよいのかどうか疑問です。特に外来種、年間 35 万トンも輸入するわけですから、「商品だから評価をしなくてもよい」ということでよいのだろうかと思えます。

横山会長 : 今の質問に対して、事務局の方から回答できる点はありますか。

事務局 : まず最初に、昆虫類の詳細が記載されていないのではないかとご質問ですが、昆虫類の重要な種については 78 ページに列記されているようです。おそらく 70 ページの表は、種が多いために記載しなかったのではないかと考えられますが、後ほど事業者になぜ省略したかを確認させていただくということではいかがでしょうか。（異議なし）

それから評価項目の中で、特に鳥類に関して調査を行わない点について、選定しない理由の表に記載されている通り、事業者としては工業用地として造成された埋立地だということで、それほど影響が大きくないのではないかと考えて評価項目としない、という判断をした模様です。これにつき

ましても、後ほど直接、事業者に見解を確認させていただくというところでいかがでしょうか。（異議なし）

降下ばいじんの件につきましては、東委員から事前質問でいただいたものの回答にも記載されている通り、そもそも山形県の測定場所で測定されていたデータが平成8年度以降なかったということで、それ以降、特に対象事業実施区域周辺において、著しい排出源の増加がないと考えられることから、このデータを採用することとした、と聞いております。

なお、粉じんに関しては、工事中、資材運搬期間における車両運行に伴う影響について、今回のアセスで評価をすると考えているようです。

燃料は海外輸入品であることから評価はしない、という件につきまして、この場合は環境影響評価の関係地域が酒田市ということで、こちらに与える影響を評価することになるのですが、二酸化炭素となりますと、その範囲だけではないのかもしれませんが。事業者としてはおそらく、燃料が植物由来であることから、それを燃やすことによる二酸化炭素の排出は、カーボンニュートラルだという観点からの考え方で、そもそも購入物であるということから、このようなコメントになっているのではないかと思います。その点についても再度、事業者から確認していただければいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか。（異議なし）

池田委員 : 資料Ⅰ－４、酒田市長からの意見で、燃料調達の部分で外来生物について気にされているので、そのあたりは注意を払った方がよいのではないかと思います次第です。

降下ばいじんの経年変化については、平成8年にはなかったもので、その後建設されたものも色々あると思うので、トータルで考えるとかなり変化があるのではないかと考えます。聞いていただければと思います。

横山会長 : 輸入物だから外来種の影響がない、ということはないですね。コンテナにも色々なものが付着してきますし、「購入したから何でも大丈夫」というのはかなり乱暴な議論だと思いますので、事業者にどのような心づもりなのかということを知りたいと思います。

中島委員 : そのことに関連して、資料Ⅰ－３の燃料調達の件で重ねて言わせていただくと、多くの資源を輸入する場合に「フェアトレード」ということが問題になっています。要するに現地でしっかりと管理されたものを正規のルートでしっかりと運ぶ、ということですね。途上国の劣悪な環境で人々が働かされているのではないかとということもあるでしょうし、違法な開発もあるのではないかとということも、商社が責任を持ってやるべき部分であるとは思いますが、最後にこれを使用する事業者の方でもそういうところまで含めて責任を持つべきではないかと思います。しっかりとしたルート、企業としても責任を持っていただきたいと思いますので、そういった姿勢を事業者にお聞きしたいです。

横山会長 : 事業者を確認したいと思います。その他いかがでしょうか。

江成委員 : 資料Ⅰ－５で、中島委員からご指摘があった焼却灰の処理について、「現

時点において決まっておられません」と記載されている状況で、この方法書が適切かどうか判断できないというのが一点です。

二点目も中島委員のご指摘されている排水の温度につきまして、「別途簡易予測の結果をご提示する予定です」と記載されていますが、結局予測するだけで評価しなければこの予測すら意味がないわけです。酒田市長からの意見にも「水温に与える影響について調査、予測、評価されたい」と記載されていますので、酒田市民の方々に納得のいく説明がなければ、結局市民の反感を買うだけになってしまいますから、きちんと評価をして、結果を公表すればよいのではないかと思います。

三点目はどこにも書かれていないのですが、この地域はおそらく津波が予測されている地域だと思うのですが、津波対策の記載が全くないということと、後々に防潮堤を建設するといった変更はないのかということをお伺いしたいと思います。

横山会長 : いかがでしょうか。三点目については、どちらかというところの問題ではないかという気がいたします。

事務局 : ひとつ申し遅れたのですが、事業者はこの事業計画ありき、ということではなく、環境影響評価の手続きを行ってから最終的な社内判断をするということでした。

一点目の焼却灰については、現段階ではまだ決まっていないということで、分別の回収が困難な場合には種類ごとに専門の業者に委託して回収するということです。事業者が今後、この事業を進めていくにあたり、準備書の段階で明らかになっていくと考えております。

排水温度の件につきましては、事業者にいったん回答を寄せていただいておりますが、やはりこの場でご確認いただければと思います。

津波対策については、こちらからの回答は現在持ち合わせておりません。

事業者というよりは、最初に県内の計画がどうなっているのかを事業者側に伝えた上での事業者見解になるかと思っておりますので、この場で事業者の回答を求めるのはどうかと思っております。

江成委員 : 津波対策はかなり重要な部分だと思っておりますので、いったいどの段階で回答が得られるのかを把握したいと思います。

事務局 : こちらの件については、後日、港湾担当の方から津波の予測、それからそれに対する対応がどうなっているかを事業者に伝えた上で、事業者見解として皆様にお知らせできればと、この場では回答させていただきます。

横山会長 : ちなみに、例えば東北電力などの稼働中の施設はあるわけですよね。これらについては今のところ、何もしていないということでしょうか。それとも防潮堤のようなものがここだけはある、といった現状が分かることがあればよいと思います。

事務局 : 申し訳ありませんが、分からないことはお答えできません。

横山会長 : とりあえず焼却灰の件については、準備書になってから明らかになるということでもよろしいですか。（異議なし）

その他の二点については事業者へ確認するという事で、その他いかがでしょうか。

柳澤委員 : 中島委員の質問で液状化の話が出ていて、回答に2011年の東北の震災で影響がなかったと記載されています。要するに日本海側で何か起こった、例えば新潟地震で液状化が起こった、酒田の大地震の時にも起こったということは記録として残っているわけで、太平洋側の地震の例をここで出されても何の意味もなさないのではないかと思います。調べるのであればちゃんと調べて、こうだったということを記載するべきではないかと思います。

横山会長 : この件に関して、何か事務局で把握していることはありますか。すでに他の事業も行われているので、その時に例えば液状化のことが考慮されたとか、そういったことがあればご紹介いただきたいのですけれども。

事務局 : 事務局の方で把握している部分はありません。こちらは工業団地になっており、担当部署がありますのでそこから情報を得たいと考えております。事業者の見解で足りない部分は、情報が得られればそれを加えてお知らせするという事でいかがですか。

柳澤委員 : 事業者に土地勘がない、ということはあるかと思っておりますので、こういうところではこういうことがありました、という情報をお伝えして、必要であれば調べていただくということは必要なのではないかと思います。電力の自由化でこういうことになった面はあると思いますが、やはり土地勘のない方たちが来てはいけないと言うことではなくて、それなりにその地域がどういうものか、ということは調べていただき、もしそれが無いということであれば、そういう情報もありますよということで調べていただく、という方向ではないかと思います。

横山会長 : その他いかがでしょうか。

東委員 : 眺望的な影響について、酒田市長からも配慮して欲しいとの意見が出ていましたけれども、この施設周辺の色々な設備に関する図面があると良いのではないかという意見を、事前質問で出させていただきました。

もうひとつ、この写真を見て、サミット酒田パワーバイオマス発電所の工事は高さ的にもかなり大きなものができるということが、今初めてわかりました。太陽光パネルに粉じんが落ちて云々、ということと同時に、この高さのものができることとすると、当然風力発電の風の流れにも影響が出ると言われても仕方がない可能性もあるので、今のところ、方法書では図の2-7に配置は全て記載されているということですが、凡例には主な設備が並べて記載されているだけで、設備自体の大きさや高さ、というものが全くわからない状態です。ある程度、そういった立体的な部分についてもイメージの分かるものがあると良いと思います。これは事業者に要求してもよいのではないかと思います。

横山会長 : 事務局の方で何か情報をお持ちでしたらお願いします。なければ、事業者の方に直接確認します。よろしいですか。

- 事務局 : はい。ひとつだけ、補足させていただきます。方法書の図の赤枠が事業実施予定地ですが、こちらを全て使うわけではなく、北か南、どちらかに寄せて事業を実施する計画であると聞いています。いわゆる配置については今のところ明らかではないということ、それから高さについては煙突が59メートルということ以外は特に記載されておりませんので、この段階で配置を求めるのは難しいと思いますが、本体がどの程度になりそうかどうかはいずれ準備書の段階で明らかになっていくのではないかと事務局側では考えております。
- 東委員 : わかりました。いずれにしても、南半分か北半分のどちらかということは、二択ですよね。二種類そっくり作って大体の位置図があれば、それがそちら側に寄るか、こちら側に寄るかの想像力は働かせるので、ある程度、イメージがあれば助かると思います。
- 横山会長 : 向こうも専門的な企業なわけですから、こういう施設が入るならばこういう建物になるということがある程度お分かりになるのではないかと思いますので、是非その点は事業者を確認したいところです。その他いかがでしょうか。
- 江成委員 : 送電能力に関して、そもそもこの発電所は関西で使う電力を作るのでしょうか。それとも山形県内で使用する電力なのでしょうか。
- 事務局 : 東北電力に接続するというのを聞いております。どこで使用するかは分かりませんが、関西で使う電力ではないと理解しています。
- 江成委員 : 何が言いたいかといいますと、この港にこの施設を作るときに、送電用の電線はいくらか作ると思うのですが、それに関する影響評価はなされないのだろうかと思いました。その件について何かあればお願いします。
- 事務局 : 方法書の8ページで、赤枠から北に伸びている縞模様の部分が地中送電線になっていますので、新しい鉄塔等は立たないのではないかと考えられます。
- 江成委員 : 私が見落としていました。
- 横山会長 : その他いかがでしょうか。
- 東委員 : 今の送電線の件ですけれども、この地図には記載されていませんが、東北電力がこの区画の北の角にありますので、そこまで送れば後は東北電力が、ということで、この送電線の行き先がこの図ではわかりませんが、この東側まで行く必要は今回ないように見えますが、いかがでしょうか。東北電力、という記載が一箇所あれば、そこが終点のような気がします。
- 横山会長 : これは今回新しく埋設する送電線、それともすでに埋設されている地中送電線を使う、ということなのでしょうか。
- 事務局 : 念のため、事業者にご確認いただければと思います。
- 横山会長 : それでは、地中送電線を新しく埋設するのかどうかは確認が必要ということですね。その他いかがでしょうか。
- 中島委員 : 事前質問もさせていただいた、二酸化炭素の件です。バイオマス、木質のものを燃やすので二酸化炭素が出るわけですが、そもそも二酸化炭素の

回収装置というようなものが事業化されていて、お金をかければ回収できるようなものなのか、それとも回答にもあるように「カーボンニュートラルなので燃やすことは一向に構わない」ので、エネルギー効率のみ考えれば問題ないのか、その点について企業としての考え方や現状を教えてくださいなればと思います。

横山会長 : 直接事業者に質問の方がよろしいですね。その他いかがでしょうか。

池田委員 : 風力発電施設への影響があると思うのですが、地図上で風車の位置が不明瞭です。

事務局 : 8ページの地図に記載があります。

池田委員 : 細かいことですが、もし入れていただけるのであれば、全体の関係地域の地図に入れていただいた方がよいかと思います。

もうひとつ気になった点が、冬期の季節風で北西の風が強くなりますので、その影響、例えば東側に居住地があるわけですからそちらへの影響、また雪の影響がどうなっているのかということですね。

横山会長 : 後段の件については、事業者がどのように考えているかということを通じて聞いてみたいと思います。関西から来ている方々なので、県内の状況をよく御存じないということはあるかと思います。

事務局 : 一点目の風車の位置については、確認いたします。二点目につきましては、予測手法の中で特に触れられておりませんので、事業者にご考え方を伺うかがいしていただければと思います。

横山会長 : その他いかがでしょうか。

松山委員 : 酒田市の審議会でもお話をうかがってはいるのですが、類似の、同程度の出力の施設ができたとして、そういったもののイメージですとか、酒田市長の資料にもあります通り、国際港湾ということで、こちらの方からの眺望にどのような影響を及ぼすのかということやシミュレーションしたようなものがないと、景観的にイメージをしづらいところがあります。色彩等に関しても周囲との調和を考えて、とありますけれど、既存のそういった施設では通常どのような色にしているのか等、もう少し参考になるような情報がいただけるとよいと思います。

横山会長 : 建物がどのような感じでそこに立ちあがってくるのかというところの情報がもう少し出てくるとよいと思います。

事業者には、どのようなイメージなのかをここで簡単にご説明いただくと、準備書の時にはもっと具体的なものを出していただくということをお願いしたいと思います。その他いかがでしょうか。

江成委員 : 資料I-3で複合的影響の評価に関する一般意見が述べられています。これは事業者が参入する度に、その事業者に対して求めていると思うのですが、山形県として、人口が減少している中で将来的な電力需要があり、その中でどれくらいの再生エネルギーの施設を作る必要があり、それらのものを受け入れていったときに、全ての複合的影響の評価をすべきなのは事業者ではなく県なのではないかと思うのですが、その件に関して、県は

どうお考えなのでしょうか。

事務局 : 県としても、エネルギー種別それぞれの目標を持って、導入促進を図っているところはありますけれども、その中で今回、酒田港でバイオマス発電事業の計画が複数あった、という意味で複合的影響の評価が必要になっているということかと思えます。

県全体として、他の地域にもそういう計画が出てくるかもしれないということではありますが、県としてやる、というところは今のところ考えていないという状況です。

江成委員 : 酒田港に入って来たのは、例えば東北電力と今回の事業者で、また次に他の事業者が酒田港に入って来たとしても、それは次の事業者が複合的な要因や影響を評価するべき、という見解でよろしいですか。

事務局 : そのように考えております。

横山会長 : これは難しい問題で、色々できあがってくると、その都度その都度環境影響評価をするわけですが、結局最後の事業者が一番損をする、ということになるので、本来はもっと包括的に、どこまで許容範囲なのかということをやらなくてはいけないのですが、残念ながらこの審査会ではそこは関与を越える部分になると思います。

現実には、是非考えていただきたい部分がありますので、今のご意見は真摯に受け止めていただければと思います。よろしくをお願いします。

事務局 : 貴重なご意見と受け止めておりますので、色々他の事例なども見ながら研究したいと思えます。

横山会長 : その他いかがでしょうか。

池田委員 : 県におうかがいしたいのですが、今回全て輸入の木質ペレットということで、山形県はこれだけ森や山に囲まれていて、しかも山形に建つのに輸入物を使う。これは多分、それだけまかなう量が得られない、もしくはコストの面が関係してくると思うのですが、例えばそういう施設ができた時に、山形県にも貢献していただく意味で、一部のペレットは県産のものを使うとか、そういった事業者と県との複合的な取り組みなどはあまり考えていないのでしょうか。

事務局 : 私どもでお答えできる話かどうかというところはあるのですが、事業者との打ち合わせの中で、「使えないのでしょうか」という素朴な疑問をしたことはあります。ただ、やはり事業者の見解としては量が多量であるということで、県産の木質材料、バイオマス燃料を使った発電所もありますが、そういった部分の流通を乱してしまう恐れがあるので、今のところは輸入物 100%で考えている、という話をしたことがあります。ただ、一部使ってはどうかという提案は、事務局からは特にしておりません。

池田委員 : そういう提案があってもいいのではと思いました。

事務局 : そうなれば、当然県としてもいいことだと考えておりますが、今の段階ではそういうことです。

横山会長 : ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

それではそろそろ審査会の質問事項をまとめて、事業者の方にかがいたいと思います。事務局で質問を整理していただく間、休憩に入ります。

(事務局が質問を整理、一時休憩)

横山会長 : それでは時間となりましたので、質問項目を事務局が読み上げますので委員の皆様御確認ください。ではよろしくお願ひします。

事務局 : 質問された委員ごとに読み上げます。以下、13点でございます。

- ①昆虫類の詳細な種について(池田委員)
- ②鳥類の調査について(池田委員)
- ③降下ばいじんのデータについて(池田委員)
- ④冬期間のばい煙の影響について(池田委員)
- ⑤外来種について(池田委員)
- ⑥排水温度について(江成委員)
- ⑦津波対策について(江成委員)
- ⑧送電線の地中埋設について(江成委員)
- ⑨海外調達燃料の評価について(中島委員)
- ⑩二酸化炭素の回収装置について(中島委員)
- ⑪複合的影響を考慮するための施設配置イメージについて(東委員)
- ⑫景観イメージについて(松山委員)
- ⑬液状化の評価について(柳澤委員)

横山会長 : 質問として漏れているところ、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事業者を入室させてください。

(事業者入室)

横山会長 : 本日は、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。よろしくお願ひいたします。

まず事業者の皆様の紹介をお願ひしたいと思います。

事業者 : (自己紹介)

横山会長 : それでは委員の方から、いくつか質問があります。まずは事務局の方で質問項目を読み上げ、そのあとに委員の方から直接質問を出しますから、事業者の方は回答していただきたいと思ひます。

では事務局、進めてください。

事務局 : 質問を順番に読み上げていきますので、よろしくお願ひいたします。

①『昆虫類の詳細な種について』 池田委員、お願ひいたします。

池田委員 : 方法書の70ページ、ここに昆虫類の調査結果がありまして目名で書かれております。他の動物類もしくは植物は種名の表が出ているのですが、これが記載されていないのは公表できない何かがあるのか、もしくは後ろの方に重要な種としてまとめられているからか、他のものは記載されていますが昆虫についてはありませんので、掲載した方がよいのではないかと思ひます。いかがでしょうか。

- 事業者 : 昆虫類につきましては、全部で 229 種類が文献で挙げられておりますので、多くなるという理由で方法書の本文中には記載しておりません。今ご意見でお聞きした通り、重要種の選定では 229 種類の中から選定した種を挙げるという形で今回整理させていただいております。
- 池田委員 : 62 ページ、鳥の方では 255 種のリストがありますね。それに比べれば、昆虫は少ないですね。
- 横山会長 : 鳥が出ているのに虫が出ていないというのは、少しバランスを欠くのではないかと思います。重要種としてリストアップできたものが全てで、必ずしもそれ以外の種が重要ではないとは限らない場合もあるのではないかと思いますので、その点は是非ご検討いただいて、リストアップしていただくような形にしていただくのはいかがかと思います。
- 事業者 : もしよろしければ、準備書でそのように整理させていただきます。
- 池田委員 : 分かりました。
- 事務局 : ②『鳥類の調査について』 池田委員、お願いいたします。
- 池田委員 : 植物・動物に関して、169 ページの「選定する理由・選定しない理由」に記載されている理由から、評価項目として選定しないとなっておりますが、例えば動物のところ、すぐ近くではないですが非常に近いところにコアジサシのコロニーが確認されていますし、例えばコアジサシの場合で言うと埋立地にも来るので、「ここは造成地だからいないだろう」という考えではなく、いるものですから、調査してはいかがでしょうかと思います。
- 事業者 : 委員の言われることはよくわかりますけれども、工業用地として造成された土地ということもあって、まずはこのような計画にさせていただいたということです。
- 池田委員 : 実際、調査はするのでしょうか。鳥の調査は全くしないのでしょうか。
- 事業者 : 一応、今の計画では評価項目として選んでおりませんので、調査をする予定はありません。文献等での調査は示しておりますけれども、現地調査をするという計画にはしておりません。
- 池田委員 : 工業用地で造成地というのはわかるのですが、そこに生き物がいないという確証はないですし、今のところ、するという考えはないのでしょうか、考えていただけないかと思います。
- 事務局 : ③『降下ばいじんのデータについて』 池田委員、お願いします。
- 池田委員 : 事前質問で他の委員からも出ていた件なのですが、降下ばいじんの経年変化のデータが平成 8 年のものが最終だということで提示されていますが、それから 20 年と少し経っています。この間に環境もかなり変わっていますので、やはりこれは過去のデータがないから、ということではなくて、改めて調査すべきではないかと思います。いかがでしょうか。
- 事業者 : 降下ばいじんにつきましては、平成 8 年度のデータを精査させていただく形で行っております。確かに少し古いというのはあるのですが、ただその地域の降下ばいじんの量としまして、平成 8 年から現在に至るまで、それほど著しい排出源の増加というものがないということで、平成 8 年のデ

一タを地域の状況として捉える、ということを考えております。

池田委員 : 排出源の増加がないからいい、施設がないからいいという形ですか。

事業者 : 排出源が大きく増加したということが考えにくいということから、地域の降下ばいじん量の目安となると考えております。

池田委員 : こういうふうに書かれるには、何か根拠とする理由を示した方がいいのではないかというお話から質問させていただいたので、そのあたりをもう少しわかりやすく書いていただいた方がよいのではないかと思います。

事業者 : 準備書でそのように整理させていただければと思います。

池田委員 : 分かりました。

事務局 : ④『冬期間のばい煙の影響について』 池田委員、お願いいたします。

池田委員 : 日本海側の地域は冬の季節風、特に北西の風が強く吹くのですが、東側には居住地がありますので、季節ごとのばい煙の影響というのはいかなるものでしょうか。

事業者 : ばい煙の影響というのは、大気汚染物質の影響ということでよろしいですか。

池田委員 : はい、それも含めてです。

事業者 : 環境影響評価の予測項目としまして、年平均値の予測項目は二酸化硫黄、二酸化窒素、ばいじんとして浮遊粒子状物質の3項目を実施する予定です。それと日平均値の予測ということで、3項目について1年間365日、日平均値の計算結果を提示する形で最高濃度となる日の結果を示すように提示します。

横山会長 : 何ページですか。

事業者 : 方法書の172ページからです。二酸化窒素が172ページ、二酸化硫黄が174ページ、浮遊粒子状物質が176ページからです。これらの大気質のシミュレーションを行って影響評価を行う予定です。

事業者 : 補足でもう少し説明させていただきます。173ページの表の上部、「6. 予測の基本的な手法」といたしまして、「大気の拡散式に基づく理論計算」といたしまして、「年平均値の予測」それから「日平均値の予測」を「窒素酸化物総量規制マニュアル」等に示されている方法により、計算を行う予定にしております。

ご質問のあった、冬場の風が強い時もその条件で日平均値のシミュレーションをさせていただくとご理解いただきたいと思います。

池田委員 : 分かりました。

事務局 : ⑤『外来種について』 池田委員、お願いいたします。

池田委員 : 燃料の外来種問題に関して、酒田市長からの意見の中に、燃料を海外からの輸入にする、外来35万トン、その中にもし外来種が混入した場合はどうなるのか、その際のチェックはどうするのか、気になりました。使用量も輸入量もかなり多いので、他の方からも質問があったのですが、その時の回答では「商社から購入するものだから」ということでした。量が多いので、植物検疫だけで対応できるのか、チェック体制はどうなっているの

かと思えます。

事業者 : 我々が今使おうとしている燃料のサンプルとして、PKSと木質ペレットをお持ちしましたので、順番に開けて、中身をご覧ください。

基本的に、これらは燃料として工業製品のように扱われているものですので、それほど外来種が含まれることはないとは思いますが、後はきちんと植物検疫に応じて、特にPKSの場合は運んでくる船の中で燻蒸処理といたしまして、薬品を入れて、もし虫などがいたら死滅してしまうような環境で、運ぶ時にきちんと手立てをして、その結果を植物検疫でルールに乗っ取って確認していただくということで、プロセスとチェックという意味で我々事業者としては外来種を持ち込むことがないような管理ができればと考えております。

横山会長 : どちらかという中というよりは外ですよ、コンテナで持ち込まれることになると思うので、コンテナに何か物が付着するということがどれくらいありそうなのでしょうか。

事業者 : 今回我々が使う船はバラ積みみの船で、何千トンも船のひとつの部屋に入れて、その上に燻蒸剤を入れてそれが充満する形になっております。ひとつひとつのコンテナの中に入るというケースはございません。

池田委員 : 燻蒸のことまでは詳しく記載されていなかったものですから、不安になりまして質問しました。今、外来種の問題はどこでも起こりうる時代ですから、このあたりの対策は徹底していただきたいと思えます。

事業者 : はい、承知いたしました。

横山会長 : 今のような基本情報は、是非準備書の方に記載していただけるとよいと思えます。

事業者 : はい、承知いたしました。あとは木質ペレットの方は特にそこまで求められていないということで、これはこのままの状態、PKSの場合ということで準備書の方に反映させていただきます。

事務局 : ⑥『排水温度について』 江成委員、お願いいたします。

江成委員 : 排水の水温について、酒田市長から「港湾内の水温に与える影響について調査、予測、評価されたい」という意見が出されております。

資料I-5の回答に「影響はないので評価項目には選定しません」、「別途簡易予測の結果をご提示する予定です」とありますが、その簡易予測の結果を、予測するだけで評価しなければ意味がない、と私は思います。酒田市民に納得のいくようなものがないと、市民の反感を買ってしまうのではないかと思いますので、予測するだけでなく、きちんと評価をして結果を公表すればよいのではないかと考えます。いかがでしょうか。

事業者 : 排水につきましては、発電所で使う冷却塔という構造、ボイラーから戻ってくる蒸気を水に戻す、というプロセスで熱を奪う、ということが必要になりまして、これを何で行うかという、工業用水を入れ、この工業用水と熱交換を行い蒸気の温度を下げる、ということになっております。この工業用水自身が蒸発することによって熱を大気中に出す、という方式に

なりまして、1日当たり8千トンくらい使用するうち、水として出てくるのが2千トンくらい、4分の3くらいは蒸発して大気中に熱を出しているということになります。

単純比較はできませんが、隣の酒田共同火力さんは、海水と直接熱交換を行い、それを海に出しておられるということで、我々の方式だと、そういう冷却塔の排水の量は少ないのではないかと考えております。今、全国ではこれくらいの出力のバイオマス発電所ができておりますけれども、その排水がそれほど一般的な火力発電所ほど問題にならないのではないかと考えて、後はこの量の部分は我々の計画で行くと0.025立方メートル（毎秒25リットル）のところ、酒田共同火力さんだと28立方メートルなので、1000分の1以下ということで、出力の点では酒田共同火力さんの10分の1くらい、ただ実際の水の量でみると、温度や海水温度等色々種類に違いはありますが、出力相当で考えても100分の1くらいの話であるということで、我々としては評価項目として挙げるまでの必要はないのかなと考えておりました、簡易シミュレーションという形で予測をして、それはまた別途、説明させていただきたいと考えた次第であります。

江成委員 : 結局、予測したけれども、それが本当にそうなっているのか、をおそらく市民の方々は心配されていると思うので、一回だけでもいいから評価をして、結果を公表してはいかがでしょうか。

事業者 : 簡易シミュレーションの結果をどう扱うのかといったことについては、県とも相談して決めさせていただきたいと思います。

江成委員 : よろしくお祈りします。

事務局 : ⑦『津波対策について』 江成委員、お願いいたします。

江成委員 : この地域は津波が予想される地域なのですが、方法書に津波対策の記載が全くないため、津波対策はしないのか、ということ。それから後々に防潮堤を建設するとか、そういう事業の変更はないのか、ということをお伺いします。

事業者 : 今の段階で津波に対して何か特別な対策をするということは考えておりません。ただ、貴重な御意見ですので、周辺の色々な工場とか発電所などの対策も参考にさせていただいて、今後、検討していきたいと思っております。

江成委員 : ここに何か建設するとなると、鳥や動物などの評価項目も出てきて、方法書が変わってしまうと思われるのですが、そこを意見で終わらせていいのかな、という気持ちは若干あります。

事業者 : 防潮堤などをもし作るのであれば、ということでしょうか。

江成委員 : 防潮堤以外であっても、どの方法を採用されるのかによると思います。

事業者 : 例えば防潮堤を作ることによって、今生息している魚類などに影響を及ぼすことが想定されるのではないかと、ということだと思いますが、そこまでの規模になりますと、事業としての次元が上がるような気がします。まずは発電所として進めておりますので、そうなったときは改めて、検討自体が大きく変わってくるのかなと思っています。

- 江成委員 : それはまた次の段階、ということでしょうか。
- 横山会長 : この案件自体は、排出ガス量でアセスを行っている案件ですので、防潮堤などは含まれていないですね。改変面積が増えるということであれば、また別途、ということになると思います。
- 江成委員 : 分かりました。
- 事務局 : ⑧『送電線の地中埋設について』 江成委員、お願いいたします。
- 江成委員 : 送電線については、方法書8ページの地図の中で、地中送電線が描かれていますが、これは既にあるものを利用するという理解で良いですか。
- 事業者 : この地中送電線は今回、新たに設置いたします。
- 江成委員 : その点に関する評価は、方法書に書かれていない気がしますので、それをどうするのかということと、送電線が地中から地上に出てきたときに、新たに鉄塔を建設したりすることはないのか、ということを知りたいです。
- 事業者 : 地中送電線ですので、既設の道路に埋設させていただくということで、特段の影響がないということで評価の方には入れてございません。
- 鉄塔につきましても、既存の鉄塔近くに連系用の鉄塔を建設することになりますが、面積も非常に小さいため、評価の対象にはしておりません。
- 横山会長 : 県に確認したいのですが、この場合の事業面積というのはどのように算定されるべきなのでしょう。
- 事務局 : 今回の事業の場合は、送電線の埋設管路も既設道路への埋設で、鉄塔の規模も小さいため、事業者の設定した事業面積で問題ないと考えております。
- 横山会長 : ありがとうございます。
- 江成委員 : 分かりました。私からは以上です。
- 事務局 : ⑨『海外調達燃料の評価について』 中島委員、お願いいたします。
- 中島委員 : 資料I-3で、一般意見の中に燃料の話があり、その中で、先ほども外来種のところでありましたけれども、商社に任されているので環境影響評価対象ではない、と書かれてあるのですが、今、そういった資源などを輸入する場合はフェアトレードという考え方が基本ではないかと思えます。
- 要するにどんなところで、こういった形で採られた資源なのか、どういうルートで運ばれてどこで加工されて、最終的にはそれを燃やして、廃棄物が出て、というところまで含めて、事業者のほうの責任ではないかという風に思います。燃料調達の過程で、輸入した商社のミスではないですけど、適正なものであることをきちんと確認するべきだと思いますので、是非ともそのあたりのところについて、事業者の考え方をお聞きしたいと思えます。
- 事業者 : 貴重なご意見、ありがとうございます。FIT制度でも、きちんと上流側がしっかりしているのかどうかというのがないと、事業計画も認定されませんので、我々も使う側として当然、慎重に選んでいます。
- いかんせん、我々は国内の会社ですので、そういう海外のものを調達するという場合は、プロフェッショナルに任せているということになります。

今回、あくまでも環境影響評価という意味では、なかなか書きにくく、我々の答えとしては商社に任せるという書き方になっておりますけれども、それは事業者としては当然、気をつけながら調達したいと思っておりますし、もし、そういうような問題のある燃料であれば、そもそもこういう計画も難しいかなと思っておりますし、確たる調達元といえますか、そうしたところと話をした上で、今回、こういう事業計画を立てているということをご理解いただければと思います。

中島委員 : 分かりました。

事務局 : ⑩『二酸化炭素の回収装置について』 中島委員、お願いいたします。

中島委員 : 事前質問でも出させていただいた二酸化炭素について、カーボンニュートラルなので問題ないというご回答で、これはある意味、世界的な流れでバイオマスを使うときにはそういう考えになるというのは分かるんですけども、こういう燃料、石炭なんかを燃やすときに二酸化炭素を回収するようなシステムがあると思うのですが、そういうものを検討するという回答でなかったのは、実用化されていないということなんでしょうか。

そういう、現状はどうなのか、ということをお聞きしたいのと、やはり発電会社としては、少ない燃料でいかに効率良く燃やして電気を採るか、ということだと思っておりますが、その辺りでもう少し環境に配慮するようないところがないのか、ということ。回収しなくても、あまり二酸化炭素が出ないような方法が取れないものなのか、ということ。その辺りを、技術的などころも含めてお聞きしたいと思います。

事業者 : 二酸化炭素回収装置の現状ですが、今、色々なメーカーで研究はされておりますけれども、実用化されるレベルのものはまだないと思っております。弊社のほうでも、どれだけ吸収できるかの試験装置までは行ったのですが、それを実機レベルで、ということにはまだ至っていない、ということが事実であります。

それで、ここで何かをやるのか、という点につきましては、FIT法で、再生可能エネルギーとして、太陽光、風力、地熱、そしてバイオマスもカーボンニュートラルということで国に認められているということで、我々認識しております。見た目は発電所の煙突から二酸化炭素が出るんですけども、ライフサイクルで見ると、もともと木が吸収したものが出ているということで、増加には繋がらないということで、特に今回の計画で、そういう二酸化炭素の回収装置の必要はないと考えております。

我々も事業ですので、極力、燃料の無駄使いはしないように、それが二酸化炭素や排ガスの削減には繋がると考えております。

中島委員 : 分かりました。

事務局 : ⑪『複合的影響を考慮するための施設配置イメージについて』 東委員、お願いいたします。

東委員 : 事前質問でも、方法書8ページのところで、周辺の設定について記載をお願いしますということをおっしゃっていただき、準備書のほうに入れてく

ださるということになっています。更になんですけれども、対象事業実施区域の中の主な設備ということで、ボイラーですとか、タービンですとか、燃料倉庫と言う風に、記載はされていますけれど、それぞれの設備が実際どのような大きさになるのか、面積はどうか、高さはどうか、といったことが全くイメージできないので、そういう配置図のようなものがあると良いと思います。まだ施設配置が決まっていないということですが、既存の設備でも結構ですので、この規模の発電所を、バイオマス発電ではこのような設備がこのように並ぶんだよ、というようなことが分かる記載があるといいなという風に思いましたので、よろしく願いいたします。

事業者 : 正直なところ、まだプラントメーカーとか、どこで発注するのかも決まっていな段階にございまして、県とも事前に相談させていただき中で、工業団地も12ヘクタールあるうち6ヘクタールを使うということで、どこに配置するというのはなかなか書くのが大変なので、今は、設備はこういうものを置く予定です、という記載とさせていただきます。

当然、準備書段階では、そこは示させていただきたいと思っておりますので、現段階の方法書の中では、ここにとどめさせていただきたいと思っております。

イメージで発言するのも何ですが、近所にサミットエナジーさんのバイオマス発電所が出来上がってきておまして、これが出力5万キロワットなので、我々のものは7.5万キロワットで、少し規模が大きくなりますけれども、同様の設備ができるというイメージを現段階でしていただくということであれば、そのようなものができるとお考えいただければと思っています。

東委員 : 分かりました。私も、サミットエナジーさんの工事中の写真を見て、高さ的にもかなり大きいものなんだな、というイメージを持ちました。しかも5万キロワットが7.5万キロワットになるので、1.5倍になるんだなど、単純に見せていただいたところです。

横山会長 : ちなみに1.5倍になったときに、どこが増えるのでしょうか。

事業者 : 方法書の10ページに、排気塔の高さが約59メートルとあります。今、サミットエナジーさんの高さまでは把握しておりませんが、メーカーに聞くと、出力が増えるとボイラーが大きくなるのですが、径が大きくなるので、そんなに背は伸びないのかなと考えています。

ただ、まだ詳細設計をしていないので、そこはまた準備書段階できちんと示させていただきたいと思っております。

東委員 : 分かりました。

事務局 : ⑫『景観イメージについて』 松山委員、お願いいたします。

松山委員 : 今の東委員のご質問にも重なるところがあるのですが、景観で影響評価するとき、既存の同程度の出力の施設がどんな感じなのかといったことがあると、少しはイメージがわくのですけれども、ちょっと現段階では何とも言いがたいというところがございます。

色彩などについても、そんなに選択肢があるわけではないと思いますので、こんな感じか、こんな感じか、といったところが分かるとうろしいのかなと思います。

酒田市長の意見でも、客船も来る港湾であるということで、そちらのほうからシミュレーションしたらどういう感じか、そういったようなものがあれば、良いのではないかなという風に思いました。以上です。

事業者 : 景観につきましては、準備書の段階、施設の外形などが決まった段階でフォトモンタージュを作る計画としておりますので、それでお示しできると思います。方法書で言うと192ページのところに具体的な方法等を記載させていただいております。

松山委員 : 分かりました。

事務局 : ⑬『液状化の評価について』 柳澤委員、お願いいたします。

柳澤委員 : 中島委員からの事前質問の中で、液状化についての回答があるんですけども、液状化の報告は太平洋側でも日本海側でもあり、新潟地震や酒田地震のときにも液状化は起こっています。回答では東北地方太平洋沖地震のものしか書いていませんが、太平洋側の地震で液状化がないと言われても仕方がないので、きちんと日本海側で起こったものについても、調べていただきたいと思います。

事業者 : 山形県内で被害があった地震について、文献で調べさせていただきました。政府機関の地震調査研究推進本部というところに各地震での被害がまとめられておまして、そこに、山形県に被害があった地震として、新潟中越地震以降に被害のあった地震は東北地方太平洋沖地震であるということが整理されておりましたので、そのように整理させていただきました。

柳澤委員 : 他にもありますので、きちんと調べていただきたいと思います。

事業者 : はい。もう一度、文献等で調べさせていただきます。

柳澤委員 : 先ほど池田委員のほうから大気環境の問題についてありましたので、コメントをもう一つ、よろしいでしょうか。

山形県では大気汚染が少ないという認識があろうかと思うんですけども、年に数回、年によりますとかなり越境汚染がある場合があります。測定した場合、測定値が何十マイクログラムを超えるようなことが起きるときがあります。年に何回か、あるいは年によっては全くない、という年もあります。越境汚染というのは中国から来る場合と、シベリアの森林火災による場合があります。今後、測定をされる場合があると思いますけれども、異常値が出た場合、それが現地性のものなのか、あるいは別のものであるのか、ということはきちんと分けて見ていただいたほうが良いと思います。異常値が出たからといって、全て現地性のもの、ということではない。東北地方、山形だからといって大気汚染が常に低いレベルにあるということは限らない。黒い雪が降ることもありますので、異常値が出る場合は、それがどこからのものなのか、を必ずチェックされたほうが良いと思います。以上です。

事業者：貴重な意見、ありがとうございます。先ほど、シミュレーションの中で、大気の話について二酸化窒素とか、172～173 ページで書かせて頂いているところです。我々、一応この実際のデータですね、これは文献で十分取れるということで、そのデータを扱わせていただくんですけども、その中に異常値等が含まれているかというチェックもして、ということによいでしょうか。それは、今あったような極端な例がないかどうかというチェックをした上で、実際の予測等をさせていただきたいと思います。

横山会長：皆さんありがとうございました。それではこれで質問は終わりとなります。事業者の皆様、退室頂いて結構です。本日はどうもありがとうございました。

横山会長：委員から、ほかに御意見等ありますでしょうか。やはり関西の事業者ということもあって、県内の状況をあまりご存知ないことも多々あると思いますので、それは県のほうから色々ご指導いただきたいと思います。

あとは動物の件については、確かに造成地という問題もあるので、なかなか要求しにくいとは思いますが、なるべく調査に入れていただくような形で、ご検討いただけないかなと思います。

では、特にないようでしたら次の議題の審議に移りたいと思います。

横山会長：次の議題は「子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価準備書に対する山形県環境影響評価審査会の意見について」です。

それでは事務局から事業の概要を説明してください。

事務局：（事業概要及び資料について説明）

横山会長：委員の皆様から準備書に対する質問、意見をお願いしたいと思います。

東委員：今回の事業に対する意見ではなく、今後の参考としてですが、準備書に対する住民意見で、「事業の環境への影響が一目瞭然となるフォトモンタージュが準備書になって初めて示された」、という意見が出されています。

他の事業についても、一般住民からの意見をいただくにしても、私たちが考えるにしても、フォトモンタージュを早い段階から提示していただくことは重要かなと思いました。

横山会長：事業者は、やはりきちんと仕様が決まってからでないで、こういうものを作りたがらないんですね。それで結果的に出てくるのがすごく遅くなって、こんなはずではなかった、というような資料になることも多いようです。例えば参考資料として、先ほどのバイオマス発電所であれば、既存のバイオマス発電所、一般的なものを例にとると、例えばこういった感じになる、モンタージュにするとこういう景観になるということ参考資料として入れるということ、県として推奨するような方向で、なるべく早い段階からイメージがつかめるような資料が出てくるといいかなという気がいたします。

そこについて、こちら、あの時こういう風に言ったじゃないかという

ことを言わないような、何かしらの約束事が必要だとは思いますが、やはり平面だけでは分からないこともありますし、そのあたりは早めに、参考資料でも良いので見れるような体制が整うと良いなと思います。

事務局： 今後の事業者への指導の中で、参考にさせていただきたいと思います。

横山会長： その他、いかがでしょうか。特になければ、この案件については御意見なしということで、審査を終了したいと思います。

横山会長： 審査案件に関する意見の取りまとめにあたっては、私の方に一任していただく方法でいかがでしょうか。（異議なし）

では、本日の審議に基づいて、案をまとめて、一度皆さんに確認していただいて、その後で県に提出するというふうにしたいと思います。事務局の方から何かございますか。

事務局： 特にありません。

横山会長： それでは、審査案件に関する審議は、これで終了とします。

横山会長： 続いての議題は、「山形県環境影響評価条例の改正について」です。事務局から説明してください。

事務局：（「山形県環境影響評価条例 改正骨子（案）」について説明）

横山会長： ただいまの説明に対して、質問や御意見はありませんか。

かねてより問題になっていたのですが、方法書の審査をして、準備書に反映して、準備書の審査をした後は、何もできないんですよ。

評価書が作成された段階で、それが反映されるかどうかはともかく、評価書に対する意見を公的に言えるようにしたほうが良いと思いますので、評価書に対して意見を出せるような何かしらの方法を考えていただけるとありがたいなと思っています。

方法書が十分にできていない段階で審査があって、方法書に対して色々意見を言っても、結局それが反映されているかを確認するのは準備書になってからで、準備書でももし不備が見つかった場合、ここから先の意見は何も出せないという状況がありますので是非、評価書に対する意見が出せるような仕組みを作っていただけるとありがたいなと思っています。

事務局： ただいまの意見については、この場で判断することはできませんが、改正手続きがこれから始まるわけですので、検討させていただき、反映できるものは反映していきたいと思います。

横山会長： その他、いかがでしょうか。

江成委員： この場で言うべきか分かりませんが、この中で環境審議会がどこでどのように関わり合っていくのかを、明記していただくと更に分かりやすいのではないかなと思うのですけれども。

事務局： 今回の条例改正につきましては、環境審議会には報告という形で、できあがったものを報告させていただくような形になろうかと考えておりました。

た。ですので、この度、ご説明させていただきまして、この場だけでなくとも結構ですので、審査会のほうから意見をいただければ、それを検討させていただいて、反映できるものは反映していきたいと考えております。

横山会長 : 補足すると、この審査会にかかる案件は全て環境審議会にかけているわけではありません。多分その中でも重要な、特にエネルギー政策等に関連するようなことに関しては、環境審議会でも意見を取られるというようなことになると思いますが、だいたいここで、意見をまとめて反映させるということになりますので是非、御意見をいただければと思います。

その他いかがでしょうか。特に御意見がなければ、これで条例の改正に関する審議を終わりたいと思います。

これで、全ての議題に関する審議が終わりましたので、本日の審議を終了したいと思います。皆様からの積極的なご審議をいただき、ありがとうございました。

事務局 : 横山会長、ありがとうございました。次回の審査会は、1月中旬に「北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業 準備書」と、条例改正に伴う技術指針の改定内容についてのご審議も、お願いしたいと考えております。

本日は長時間に渡り、積極的なご審議をいただき誠にありがとうございました。これで、第32回山形県環境影響評価審査会を閉会いたします。

(終了：午後4時20分)